

## 技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
大野市	46.8 歳	58 人	291,921 円	309,718 円	—	—	—
うち用務員	46.1 歳	18 人	287,322 円	311,911 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち自動車 運転手	50.8 歳	5 人	325,200 円	355,393 円	自家用乗用 自動車運転者	57.9 歳	232,400 円
うち学校 給食員	47.6 歳	19 人	302,563 円	305,953 円	調理士	41.1 歳	241,300 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成 16 年～平成 18 年の 3 ヶ年平均)

※賃金構造基本統計調査：調査対象は、常用労働者 10 人以上の民営事業所及び一部公営事業所並びに常用労働者 5 人異常 9 人以下の民営事業所から一定の方法によって抽出された事業所

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、就業形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### (2) 職種ごとの年齢別の職員数

区 分	職員数	20 歳 未 満	20～ 23 歳	24～ 27 歳	28～ 31 歳	32～ 35 歳	36～ 39 歳	40～ 43 歳	44～ 47 歳	48～ 51 歳	52～ 55 歳	56～ 59 歳	60 歳 以 上
全 体	58 人			2 人	4 人	5 人	5 人	7 人	4 人	6 人	12 人	12 人	1 人
用務員	18 人			1 人		2 人	1 人	5 人		2 人	3 人	4 人	
自動車 運転手	5 人				1 人					1 人		3 人	
学校 給食員	19 人			1 人	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人	6 人	4 人	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用している。

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
清掃業務手当	清掃業務職員	日額 500 円
浄化センター業務手当	浄化センターに勤務する職員	日額 500 円
動物死体処理作業手当	動物の死体処理作業に従事する職員	日額 1,000 円
火葬業務手当	火葬業務職員	月額 25,000 円
大型特殊自動車運転業務手当	大型特殊自動車運転に乗車し除雪作業に従事する職員	日額 600 円

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成17年度以降は新規採用を行わず、退職者不補充の措置をとっているが、今後は、大野市集中改革プランに基づき、民間に委ねることができる業務については、精査の上、民間活力を導入します。

給与面においては、国や県及び近隣市の動向を注視しながらその都度見直していく。

3 具体的な取組内容

平成18年度に国の給与構造の見直しに伴い、国に準じた給料表にした。また、技能労務職に係る特殊勤務手当である除雪作業手当、河川業務手当、ボイラー取扱業務手当及びスクールバス運転手業務手当を廃止した。

平成18年度から全職種を対象とした勤務評定制度を導入しており、勤務成績に応じて勤勉手当に反映しており、また、昇給についても20年度から反映していく予定である。